

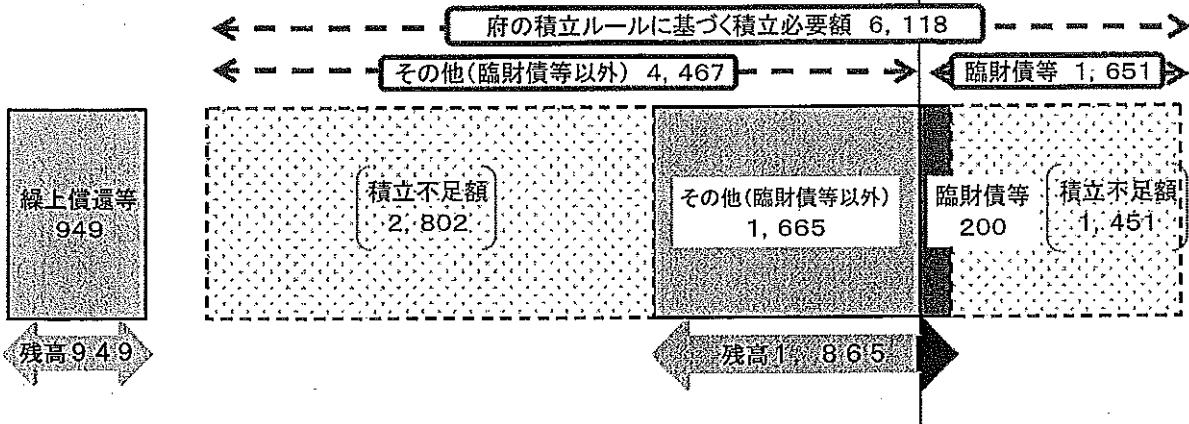
【参考(1):減債基金の積立不足の状況】

減債基金とは、府債の償還財源を確保するため、資金を積み立てることを目的に設置された基金。23年度決算より、府議会での議論を踏まえて、税や交付税の代替として発行した臨財債等とその他(臨財債等以外)の減債基金の内訳を示すこととした。

○ 平成23年度末残高

過去に減債基金から5,202億円の借入れを実施したため、減債基金残高が府の償還計画(積立ルール)に基づいて積み立てておくべき額に比べて不足。そのため、21年度から減債基金への復元(返済)を実施しており、21~23年度合わせて949億円を復元し、23年度末で4,253億円不足。

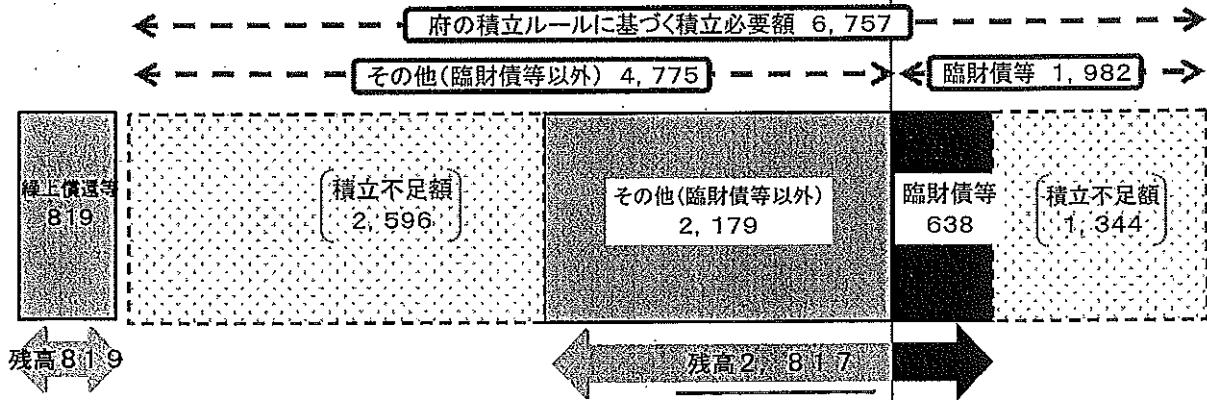
(単位:億円)



○ 平成24年度末残高

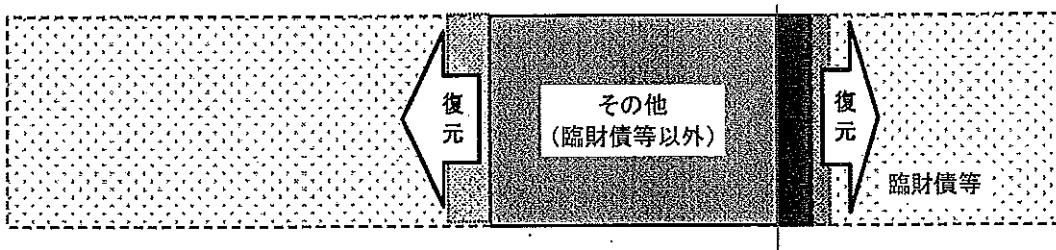
府の積立ルールに基づく積立及び償還に必要な取崩を実施。さらに、積立不足の復元として、24年度復元積立と23年度決算剰余金の1/2相当額の合計313億円を積立。決算剰余金を含む復元積立313億円については、臨財債等とその他(臨財債等以外)の積立不足額見合いで按分して積立。

その結果、24年度末の積立不足額は前年度末より313億円減少して3,940億円の不足となっている。



○ 復元積立の考え方

減債基金の積立不足の復元は、臨財債等とその他(臨財債等以外)の積立不足額見合いで按分して積立。



※繰上償還等とは、市場公募債等の流通を前提とした証券で発行した府債において、事業の中止など償還を行うべき事由が発生した場合に、繰上償還に相当する部分を減債基金に積み立てた額等。

なお、繰上償還等には積立不足は生じていない。